

青森県報

第五百六十三号

令和五年
一月二十日
(金曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退……………(健康福祉政策課) ……一
 - 生活保護法による指定施術者の廃止の届出……………(同) ……一
 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………(同) ……一
 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術者の廃止の届出……………(同) ……二
 - 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) ……二
 - 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……二
- 公 告
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(総務学事課) ……二
 - 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) ……三
 - 大規模小売店舗の変更の届出……………(同) ……四
- 出先機関
- 道路の位置の指定……………(上北地域民局) ……四

告

示

青森県告示第二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したため、同法第五十五条の三第三号の規定により告示する。

令和五年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
山形内科クリニック	弘前市大字松森町一二四	令和五・三・三

青森県告示第二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	廃 止 年 月 日
大関 文雄	大関鍼灸接骨院	上北郡東北町上北南三の三二一の四六四	令和四・三・四

青森県告示第二十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十一条第一項の規定により、次の指定医療機関がその

指定を辞退したので、例による生活保護法第五十五条の三第三号の規定により告示する。

令和五年一月二十日

青森県知事 三村 申 吾

山形内科クリニック	名称	所在地	指定辞退年月日
弘前市大字松森町二二四	所	在	令和 五・三・三

青森県告示第二十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年一月二十日

青森県知事 三村 申 吾

大関 文雄	氏名	大関鍼灸接骨院	施術所の名称	上北郡東北町上北南三の三二の四六四	施術所の所在地	令和 四・三・二四	廃止年月日
-------	----	---------	--------	-------------------	---------	--------------	-------

青森県告示第三十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和五年一月二十日

青森県知事 三村 申 吾

I&H野辺地薬局	名称	所在地	指定年月日
上北郡野辺地町字鳴沢九の二二	所	在	令和 四・三・二六

青森県告示第三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和五年一月二十日

青森県知事 三村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
一般社団法人陽だまりの会	名称	むつ市文京町二〇の二一	就労継続A型支援	指定就労継続支援A型事業所はなまるみつけ	令和 五・一・三

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

令和四年十月から同年十二月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

令和五年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）サンデー八戸尻内店
八戸市大字尻内町字島田一七の五外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社サンデー
八戸市根城六丁目二二の一〇
代表取締役 川村暢朗
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社サンデー
八戸市根城六丁目二二の一〇
代表取締役 川村暢朗
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
令和五年八月二十三日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二、四四六平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
五二台（位置は、届出書添付図面のとおり）
2 駐輪場の位置及び収容台数
七台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

四八平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

八立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社サンデー

開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時四十五分から午後十時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

令和四年十二月二十二日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和五年一月二十日から同年五月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年五月二十二日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年一月二十日

上北地域県民局長 石 橋 豊

九十和田市西二十三番町一八の九	位 置	六〇・一〇メートル	延 長	六・〇〇メートル	幅 員	令和五年一月二十日	指 定 年 月 日
-----------------	-----	-----------	-----	----------	-----	-----------	-----------

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円